

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

NO.167

〔共通〕問1 表に示す遊技場と飲食店からなる複合用途防火対象物の収容人員として、消防法令上正しいものを1つ選びなさい。

	麻雀店	飲食店
従業者の数	3人	3人
麻雀卓（4人用）	8卓	
客席の部分にある1人用の固定式のいす		10脚
客席の部分にある正面幅1.2mの固定式の長いす		4脚
客席の部分にある固定式のいす席を設ける部分以外の部分の床面積の合計	12m <sup>2</sup>	12m <sup>2</sup>

- (1) 60人 (2) 61人 (3) 62人 (4) 64人

〔消防設備〕問1 複合用途防火対象物の判定にかかる用途の取り扱いについては、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付消防予第41号・消防安第41号(最終改正)平成27年2月27日消防予第81号)によりその基本的な考え方が示されている。この通知において、以下の用途のうち、いわゆる「みなし従属」の考え方を適用すべきとされているものを1つ選びなさい。

ここで「みなし従属」の考え方とは、「主たる用途に供される部分の床面積の合計(他の用途と共に用いられる廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じて按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満である場合における当該独立した用途に供される部分(同通知1(2))」は、消防法施行令(以下「令」)第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属性的な部分を構成すると認められる」部分とみなす、とする考え方をいう。

- (1) 令別表第1(2)項ハ  
(2) 令別表第1(5)項イ  
(3) 令別表第1(6)項イ(1)から(3)まで  
(4) 令別表第1(6)項ロ

〔消防設備〕問2 連結散水設備に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 連結散水設備は、一定の要件に該当するものを除き、消防

法施行令別表第1(1)項から(15)項まで、(16)の2)項及び(17)項に掲げる防火対象物で、地階の床面積の合計同表(16)の2)項に掲げる防火対象物にあっては延べ面積)が700m<sup>2</sup>以上のものに設置する。

- (2) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、準耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸で区画された部分で、当該部分の床面積が50m<sup>2</sup>以下のものには、散水ヘッドを設けないことができる。  
(3) 天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物若しくはその部分又は天井裏の高さが0.5m未満の防火対象物若しくはその部分にあっては、天井裏の部分に散水ヘッドを設けないことができる。  
(4) 連結送水管及び排煙設備を政令で定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した部分には連結散水設備を設置しないことができる。

〔防火査察〕問1 消防法(以下「法」という。)に基づく命令等に関する記述のうち、適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第8条第4項に基づく防火管理業務適正執行命令を消防長名で発出することを決断したので、当該防火対象物の管理について権原を有する者に対し、行政手続法に基づき聴聞の開催通知を発出した。  
(2) 立入検査で雑居ビルの避難階段に大量のダンボール等が放置されていることを現認し、火災の予防に危険があるので速やかに除去するよう指導したが、指導に従わないで、当該物件の所有者で権原を有する者に対し、弁明の機会を付与せず、消防吏員名で法第5条の3第1項に基づく物件の除去命令を発動した。  
(3) 法第17条の4第1項に基づく自動火災報知設備の設置命令を消防署長名で発出することを決断したので、教示として、この命令に不服がある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に消防長に対し審査請求することができる旨を記載した命令書を作成した。  
(4) 違反事実を特定するために未確認増築部分の図面並びに面積算定結果を報告するよう当該防火対象物の所有者に指導したが、指導に従わないで、消防署長名で報告徴収命令を発動し、当該防火対象物の出入口に標識を設置した。

〔防火査察〕問2 消防法(以下「法」という。)に基づく立入検査及び違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第4条第1項に基づく飲食店の立入検査を実施した際、アルバイト従業員から証票

## [救急]

## 問1 答 (3)

解説 (3)は、80%⇒70%が正しい（改訂第9版救急救命士標準テキスト下巻591～593ページ参照）。

## 問2 答 (3)

解説 右心不全があれば頸静脈の怒張を、左心不全があれば肺野の断続性ラ音（改訂第9版救急救命士標準テキスト下巻591ページ）。

## 問3 答 (1)・(2)

解説 (1) 誤り。（第19条）隊長ではなく、医師  
(2) 誤り。（第25条）必ずではなく、連絡するよう努めるものとする。  
(3) 正しい。（第13条）  
(4) 正しい。（第32条）  
(5) 正しい。（第15条）

出典 「救急業務実施基準について（昭和39年3月3日付「自消甲教発第6号」）」を参照

## [原子力]

問1 答 ① 紙1枚 ② アルミニウム・プラスチック  
③ 鉄・鉛 ④ 水・コンクリート

解説 「原子力施設等における消防活動対策マニュアル（平成26年3月）」資料1「放射線の基礎知識」参照。

## [国民保護]

## 問1 答 (3)

解説 国民保護法第1条参照。

## [無線工学]

## 問1 答 (2)

## [警防]

## 問1 答 (3)

解説 強風時火災の筒先進入は、風横側を原則とし、大口径ノズルによる高圧注水を行う。

## 消防司令問題

## [消防法規]

## 問1 答 (3)

解説 (1) 限定されるため、誤り。  
(2) 関係のある者のため、誤り。  
(3) 正しい。  
(4) できるため、誤り。  
(5) できるため、誤り。

## [地方自治制度]

## 問1 答 (3)

解説 (1) 有価証券等もあるため、誤り。

(2) 利用されるため、誤り。

(3) 正しい。

(4) 公用財産のため、誤り。

(5) 普通財産のため、誤り。

## [人事管理]

## 問1 答 (2)

解説 (1) 退職処分に限りできるため、誤り。  
(2) 正しい。  
(3) 公平委員会も扱うため、誤り。  
(4) 処分の修正があるため、誤り。  
(5) 交付するため、誤り。

## [救急]

## 問1 答 (2)

解説 「地域保健法」⇒「医療法」（改訂第9版救急救命士標準テキスト上巻26ページ（表1-2-2「保健所の業務」を含む）参照）。

## 問2 答 (3)

解説 市町村が策定し⇒都道府県が策定し（改訂第9版救急救命士標準テキスト上巻36ページ参照）。

## 問3 答 (3)

解説 口頭指導員は、救急救命士、救急隊員の資格を有する者に加えて、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日付け消防救第41号）に基づく応急手当指導員をもって充てるものとする。

## [警防]

## 問1 答 (5)

解説 塔槽類等の容器内の液化ガスが火災により過熱され、内部圧力が上昇した容器を破り気化した時点で着火したとき、爆発的な燃焼を起こす現象をBLEVE（ブレビー）現象という。BLEVEは、Boiling Liquid Expanding Vapour Explosionの頭文字を取ったもの。ボイルオーバー現象は、注水によりタンクの下部に貯まった水が、その後の燃焼で温度が上がり沸騰しタンクから水蒸気とともに燃焼している危険物が急速に噴き出す現象をいう。

## 予防技術検定模擬テスト

## [共通]

## 問1 答 (1)

解説 防火対象物の収容人員の算定方法は、規則第1条の3に定められている。複合用途防火対象物の場合、各用途部分の収容人員を合算して算定する（同条第2項）。  
麻雀店は同条第1項の遊技場にかかる算定方法を、飲食店は令別表第1(3)項に掲げる防火対象物の遊技場

以外のものにかかる算定方法を用いる。

固定式の長いすについては、その正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨て）であるので、設問の場合は1脚あたり2人、合計8人となる。 $1.2\text{m} \times 4 = 4.8\text{m}$ を0.5mで除して9人とするのは誤りである。

「客席の部分にある固定式のいす席を設ける部分以外の部分」の収容人員は、飲食店については当該部分の床面積を $3\text{ m}^2$ で除して得た数とされているが、麻雀店は該当しない。

### 〔消防設備〕

#### 問1 答 (1)

解説 (1)は令別表第1(2)項ニが正しい。

消防法令上、一の防火対象物の中に令別表第1(1)項～(15)項に掲げる用途が二以上存する場合は原則として「複合用途防火対象物」として取り扱われることになるが、令1条の2第2項後段において「当該異なる二以上の用途のうちに、一の用途で、当該一の用途に供される防火対象物の部分がその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属性的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。」とその例外となる場合が規定されている。この規定の具体的な解釈及び運用が示されたのが、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号、いわゆる「41号通知」）である。

41号通知では、従属性的な部分を構成すると認められるものを、いわゆる「機能従属」と「みなし従属」の2種類に整理し、それぞれ明確な判断基準を設けている。

このうち、「みなし従属」は、従属性部分が主たる用途部分に比べて遙かに面積が小さくその比率も低ければ、従属性は主たる用途の中に含めて扱う、という考え方である。

41号通知は、昭和50年から最も重要な基本通知の一つとして運用されてきたが、近年の火災を踏まえて消防用設備等の設置基準の強化が行われたことにより、一部の用途については、この通知中の「みなし従属」の運用を見直す必要になった。

平成18年1月の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、平成19年6月に、(6)項口に掲げる防火対象物に係る消防用設備等の設置基準において消火器、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の面積要件が撤廃されたため、(6)項口については「みなし従属」が適用できることとする通知（平成19年12月21日付消防予第390号、平成21年3月31日付消防予第131号）が出された。

また、平成19年1月のカラオケボックス火災を踏まえ、令別表第1に(2)項ニが追加され、これについては自動火災報知設備の設置にかかる面積要件が撤廃された

（平成20年7月）ため、(2)項ニについても「みなし従属」が適用できないこととする通知が出された（平成20年8月28日付消防予第200号）。

その後も、多数の死者を伴うホテル火災、認知症高齢者グループホームの火災が相次いだため、平成25年12月に消防法施行令が改正され、(5)項イ、(6)項イ(1)～(3)及び(6)項ハ（利用者を入居又は宿泊させるもの）に掲げる防火対象物についても自動火災報知設備の設置にかかる面積要件が撤廃され、また、平成26年10月には(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物のスプリンクラー設備の設置にかかる面積要件が撤廃されるなど、同様の措置が必要になる改正が続いた。このため、平成27年2月27日に41号通知が改正され（平成27年消防予第81号）、令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)～(3)、(6)項ロ、(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるもの）にはみなし従属が適用できないとして、包括的な措置がなされることになった。

#### 問2 答 (2)

解説 (1) 令28条の2第1項の規定により正しい。

- (2) 規則30条の2第1号の規定により、区画する壁又は床は耐火構造でなければならないため、誤り。
- (3) 規則30条の3第1号イの規定により正しい。
- (4) 令28条の2第4項及び規則第30条の2の2第1号の規定により正しい。

令28条の2は、地下街等の危険性が問題となっていた昭和47年1月の改正で新設されたが、当時は令別表第1に(16の2)項がなかったため、「連結散水設備は、別表第1に掲げる防火対象物で、地階の床面積の合計が $700\text{ m}^2$ 以上のものに設置する」とされていた。その後、千日デパートビル火災と大洋デパート火災を契機とした消防法令の大改正が行われた時、その機会を捉えて、地下街が令別表第1(16の2)項という独立した用途として位置付けられたため（昭和49年7月）、令28条の2第1項の書きぶりも、(16の2)項と(17)項を並列して表す現在のような形に改正された。

### 〔防火査察〕

#### 問1 答 (2)

解説 (1) 法第8条第4項命令の行政手続法に基づく事前手続きは違反処理マニュアルにより聴聞ではなく弁明の機会の付与であるので、不適当。

- (2) 法第5条の3、行政手続法第13条第2項及び違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 行政不服審査法第4条及び第18条により審査請求すべき行政庁は当該処分庁の最上級行政庁である市町村長（東京消防庁管内は都知事）であり、審査請求期間はこの命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であるので、不適当。
- (4) 法第4条第1項に基づく報告徵収命令や資料提出命令を発動した場合においては、標識の設置等